

鳥取県企業局訓令第1号

鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県企業局文書管理規程（平成24年鳥取県企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(経営企画課等の審査)</p> <p>第19条 次に掲げる起案文書については、前条第1項の規定による文書管理主任の審査に代えて、経営企画課の文書管理主任の審査を受けなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県企業局公印規程（昭和38年鳥取県企業訓令第2号）第3条においてその例によることとされる鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令甲第21号）第9条第4号に該当して同条の規定により<u>押印しない</u>施行文書に係る起案文書のうち、発信者の名義が知事であるもの</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(経営企画課等の審査)</p> <p>第19条 次に掲げる起案文書については、前条第1項の規定による文書管理主任の審査に代えて、経営企画課の文書管理主任の審査を受けなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県企業局公印規程（昭和38年鳥取県企業訓令第2号）第3条においてその例によることとされる鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令甲第21号）第9条第4号及び第5号に該当して同項の規定により<u>押印を省略する</u>起案文書のうち、発信者の名義が知事であるもの</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>(施行情報の確認)</p> <p>第22条 起案した職員は、鳥取県企業局公印規程第3条においてその例によることとされる鳥取県公印規程第9条の規定により<u>押印しない</u>場合を除き、前条の規定により作成した施行文書に公印を押印し、押印した施行文書をその公印を管守する所属の文書管理主任に提示しなければならない。</p> <p>2 起案した職員は、前条の規定により作成した施行文書が<u>押印しない</u>ものであるときは、当該施行文書をその者が属する所属の文書管理主任に提示しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(施行情報の確認)</p> <p>第22条 起案した職員は、鳥取県企業局公印規程第3条においてその例によることとされる鳥取県公印規程第9条の規定により<u>押印を省略する</u>場合を除き、前条の規定により作成した施行文書に公印を押印し、押印した施行文書をその公印を管守する所属の文書管理主任に提示しなければならない。</p> <p>2 起案した職員は、前条の規定により作成した施行文書が<u>押印を要しない</u>ものであるときは、当該施行文書をその者が属する所属の文書管理主任に提示しなければならない。</p> <p>3 略</p>

附 則

この訓令は、平成25年2月22日から施行する。